

薩摩川内市新型コロナウイルスワクチン  
予防接種実施計画



令和5年5月改定

薩摩川内市

## 1 計画策定の目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとなっております。

市においてはワクチン接種が円滑に行われるよう、川内市医師会、薩摩郡医師会及び医療機関など関係機関と連携し、接種体制・流通体制を速やかに整備し、市民の皆様が安全にかつ安心して接種できるよう「薩摩川内市新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画」を策定します。

## 2 実施期間

### (1) 初回接種（1回目、2回目及び3回目）

- ア 16歳以上の方 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで
  - イ 12歳以上15歳以下の方 令和3年6月1日から令和6年3月31日まで
  - ウ 5歳以上11歳以下の方 令和4年2月21日から令和6年3月31日まで
  - エ 生後6か月以上4歳以下の方 令和4年10月24日から令和6年3月31日まで
- ※ 生後6か月以上4歳以下の方のみ、初回接種は3回の接種となります。

### (2) 令和5年度の追加接種

5歳以上の全ての方を対象として秋から冬（9～12月）に接種を行うことに加え、重症化リスクの高い方等には、春から夏（5～8月）に前倒してさらに接種を行います。

#### ア 令和4年秋開始接種

初回接種を完了した12歳以上の方で、最終の接種から3か月以上経過した方  
令和4年9月20日から令和5年5月7日まで

※ 5歳から11歳の方については、オミクロン株対応ワクチンを接種できる期間が短いことから令和5年8月31日まで延長。

#### イ 令和5年春開始接種

初回接種を完了した12歳以上の方で、最終の接種から3か月以上経過した以下の方

- (ア) 高齢者（65歳以上）
- (イ) 基礎疾患を有するもの
- (ウ) 医療従事者・介護従事者等

令和5年5月8日から令和5年8月31日まで

#### ウ 令和5年秋開始接種

初回接種を完了した5歳以上の全ての方で、最終接種から3か月以上経過した方  
令和5年9月から12月（現段階で開始日は未定）

## 3 接種回数及び接種間隔

### (1) 接種回数

ア 12歳以上の方 3～6回接種

(ア) 3回接種

初回接種が最終の接種で、3回目が令和5年春開始接種の場合

(イ) 4回接種

3回目接種が最終の接種で、4回目が令和5年春開始接種の場合

(ウ) 5回接種

4回目接種が最終の接種で、5回目が令和5年春開始接種の場合

(エ) 6回接種

5回目接種が最終の接種で、6回目が令和5年春開始接種の場合

イ 5歳以上11歳以下の方 4回接種

ウ 生後6か月以上4歳以下の方 3回接種

## (2) 接種間隔（初回接種の間隔）

ア 12歳以上の方

(ア) ファイザー社ワクチンは、1回目接種から3週間空けて2回目接種

(イ) 武田社ワクチン（ノババックス）は、1回目接種から20日空けて2回目接種

イ 5歳以上11歳以下の方

小児用ファイザー社ワクチンは、1回目接種から3週間空けて2回目接種

ウ 生後6か月以上4歳以下の方

生後6か月-4歳用ファイザー社ワクチンは、1回目接種から3週間空けて2回目接種

## (3) 接種間隔（追加接種の間隔）

ア 12歳以上の方

2回目接種から3か月以上経過後に3回目接種

また、3回目接種から3か月以上経過後に4回目接種、4回目接種から3か月以上経過後に5回目接種、5回目接種から3か月以上経過後に6回目接種

※ 現時点で5歳から11歳の5回目接種及び6回目接種は、基礎疾患を有する方

イ 5歳以上11歳以下の方

2回目接種から3か月以上経過後に3回目接種（接種期間は令和5年8月31日まで）

基礎疾患がある方その他重症化リスクが高いと医師が認める方は、3回目接種から3か月以上経過後に4回目接種

ウ 生後6か月-4歳用ファイザー社ワクチンは、2回目接種から8週間空けて3回目接種

## (4) 接種間隔（武田社ワクチン（ノババックス））

3回目以降の接種はオミクロン株対応ワクチンの接種が基本であるが、前回接種から6

か月以上経過後に1回接種可能

#### 4 接種費用 無料

#### 5 接種対象者

接種希望者は原則、居住地（住民票所在地）での接種となります。ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、例外的に居住地（住民票所在地）以外でワクチンを接種することができます。

市の人口は令和5年4月1日現在、91,868人（住民基本台帳登録人口）であり、医療従事者等の接種対象者の概数は国の算定方法により、次頁の表のとおりとなります。

現時点では生後6か月以上11歳以下は3回接種、オミクロン株対応ワクチン接種は初回接種完了の5歳以上の方が対象で1回の接種となり、令和5年5月8日から令和5年8月31日までの期間で、65歳以上の方、5歳以上の基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者は、最終接種から3か月後であれば追加で接種を行うこととなっております。

現在、流行しているオミクロン株に対応した成分が含まれているため、従来ワクチンを上回る重症予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されていることから、重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にも接種が推奨されております。

#### ○ 国の算定方法による、接種対象者の概数

	区分	算定法	概数
接種 対象 者	(1) 医療従事者等	総人口の3%	2,756人
	(2) 高齢者	住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の合計	30,305人
	(3) 基礎疾患を有する者	総人口の8.2%（20～64歳の場合）	7,533人
	(4) 高齢者施設等の従事者	総人口の1.6%	1,469人
	(5) 上記以外の者	令和5年春開始接種は対象外	49,805人
	合計	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	91,868人

#### 6 想定する接種者数

本年4月9日現在の本市における1回目の接種者数は78,374人で、令和4年1月1日の住民基本台帳における接種対象者93,176人に対して、接種率は84.1%、2回目接種者数は78,037人の83.8%となっており、そのうち5歳以上で初回接種（1回目・2回目）を完了した77,949人のうち43,864人の56.3%の方がオミク

ロン株対応ワクチンを接種しております。

1回目、2回目、3回目及びオミクロン株対応ワクチンの接種方法は、かかりつけ医などの身近な医療機関での接種（個別接種）及び市が設置する会場での接種（集団接種）であり、1回目及び2回目においては、84.8%が個別接種、15.2%が集団接種において接種しております。

オミクロン株対応ワクチン接種についても、同程度での接種が想定されます。

※ 接種者数の算定にあたっては、死亡された方の接種日が令和3年中の接種分は除いております。

○ 接種者数、接種率

(令和5年4月9日現在)

年齢区分	対象者	接種回数	接種者数（人）	接種率（%）
乳幼児 (生後6か月以上 4歳以下)	3,843	1回目	184	4.8%
		2回目	88	2.3%
		3回目	57	1.5%
小児 (5歳～11歳)	6,177	1回目	2,934	47.5%
		2回目	1,453	23.5%
		3回目	601	9.7%
		4回目	57	0.9%
		オミクロン株対応 2価ワクチン	75	1.2%
12歳以上	83,156	1回目	76,797	92.4%
		2回目	76,496	92.0%
		3回目	64,932	78.1%
		4回目	46,225	55.6%
		5回目	22,886	27.5%
		オミクロン株対応 2価ワクチン	43,789	52.7%
総計	93,176	1回目	82,171	88.2%
		2回目	78,037	83.8%
		3回目	65,590	70.4%
		4回目	46,282	49.7%
		5回目	22,886	24.6%
		オミクロン株対応 2価ワクチン	43,864	49.1%

○ 接種形態

(令和5年4月9日現在)

接種回数	総数	個別接種		集団接種	
		接種者数	割合	接種者数	割合
1回目	78,374	66,493	84.8%	11,881	15.2%
2回目	78,037	66,234	84.9%	11,803	15.1%
3回目	65,590	55,114	84.0%	10,476	16.0%
4回目	46,282	36,427	78.7%	9,855	21.3%
5回目	22,886	18,410	80.4%	4,476	19.6%

※ 接種者数には死亡された方の分を含んでおります。

※ 個別接種については、市内外での医療機関での接種、市内外事業所での本市在住者の職域接種及び県の大規模接種等を含む

## 7 ワクチンの接種順位

### (1) 12歳以上（オミクロン株対応ワクチン）

令和4年秋開始接種は、特に優先順位は設けておりません。初回接種を終了した方で最終接種から3か月以上経過後に接種となり、令和5年春開始接種の対象でない方（65歳未満）については、令和5年5月7日で接種終了となります。

また、令和5年春開始接種は、初回接種が完了し、最終接種から3か月经過している方で65歳以上の方、12歳以上の基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者を対象に、令和5年5月8日から令和5年8月31日の期間で接種となり、特に優先順位は設けておりません。

### (2) 5歳以上11歳以下

初回接種の接種券は発送済みであり、3回目の接種は、2回目の接種から3か月以上経過後に追加接種となりますので、特に優先順位は設けておりません。

また、基礎疾患を有する方は、オミクロン株対応ワクチンを接種済みであっても、最終接種から3か月经過していれば、令和5年春開始接種の対象となり、特に優先順位は設けておりません。

### (3) 生後6か月以上4歳以下

初回接種の接種券は発送済みであり、特に優先順位は設けておりません。

## 8 接種スケジュール

### (1) 12歳以上

ア 初回接種の方

初回接種は従来型ワクチンとなり、接種完了後にオミクロン株対応ワクチンによる接種となります。

- ※ 初回接種はオミクロン株対応ワクチンによる接種はできません。
- ※ 初回接種は令和6年3月31日まで実施されますが、オミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種完了から3か月以上経過後に接種となっており、現段階で令和4年秋開始接種は令和5年5月7日までの接種となっており、令和5年5月8日から開始する令和5年春開始接種の対象者（最終接種から3か月经過している方で65歳以上の方、12歳以上の基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者）は、初回接種以降の最終接種が令和5年秋開始接種で1回の接種となり、令和5年秋開始接種の期間が令和5年9月から令和5年12月までとなっていることから、3回目以降のワクチン接種を希望される方は令和5年9月30日までに初回接種を完了する必要があります。

#### イ 3回目接種以降の方（3回目から6回目接種）

- (ア) 12歳以上65歳未満の方で基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等の従事者等

前回接種から3か月以上経過後にオミクロン株対応ワクチンによる接種となります。令和5年5月8日以降の令和5年春開始接種を1回された方は、令和5年8月31日までの期間で追加のワクチン接種をすることはできません。

- (イ) 上記 (ア) 以外の12歳以上の方

令和5年5月7日までに3回目以降の接種をされた方は、令和5年5月8日以降は前回接種から3か月经過後の令和5年秋開始接種（令和5年9月から12月）から4回目以降の接種となります。

現段階では、令和5年秋開始接種のワクチンは決まっておらず、令和5年度の早期に結論を得るよう国において検討中。

#### (2) 5歳以上11歳以下

##### ア 初回接種の方

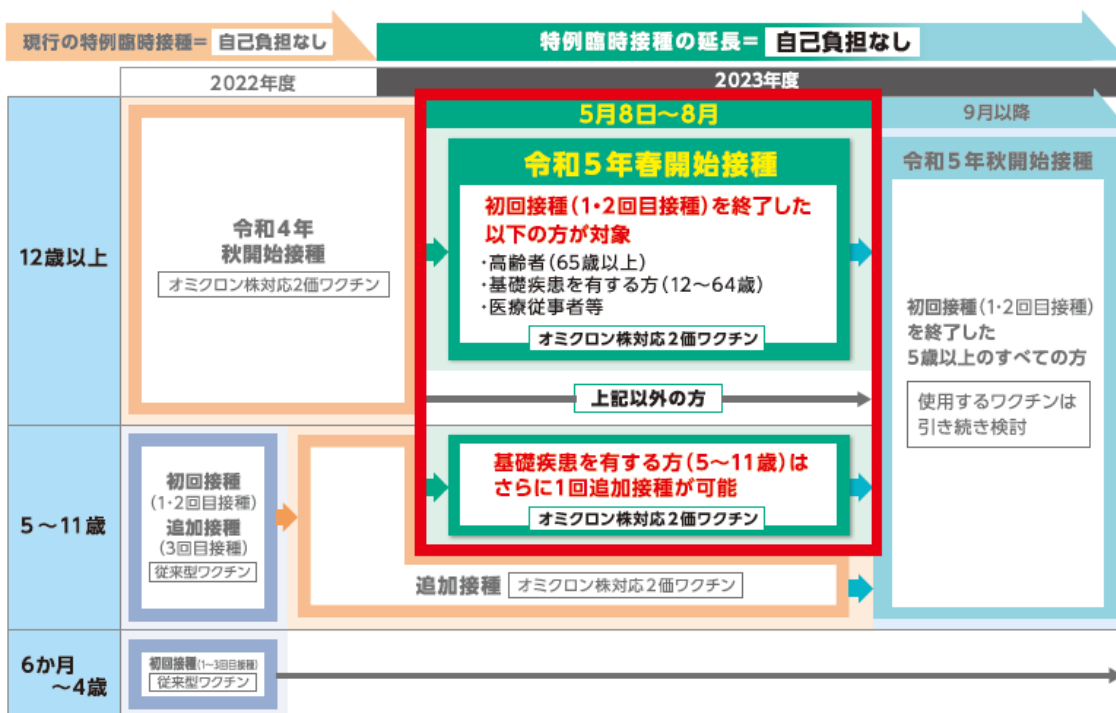
初回接種は小児用従来型ワクチンとなり、接種完了後にオミクロン株対応ワクチンによる接種となります。

- ※ 初回接種はオミクロン株対応ワクチンによる接種はできません。
- ※ 初回接種は令和6年3月31日まで実施されますが、オミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種完了から3か月以上経過後に接種となっており、現時点で3回目接種以降の最終接種が令和5年秋開始接種となり、期間が令和5年9月から令和5年12月までとなっていることから、3回目以降のワクチン接種を希望される方は

令和5年9月30日までに初回接種を完了する必要があります。

(3) 生後6か月以上4歳以下

2回目接種は1回目接種から3週間後、3回目接種は2回目接種から8週間後となります。



(図：厚生労働省資料引用)

## 9 接種券発送スケジュール

(1) 65歳以上

発送日	発送区分	接種回数	前回接種日	発送件数	計
4月27日	65歳以上	4回目	令和4年11月15日まで	69	5,094
		5回目		2,638	
		6回目		2,387	
5月12日	65歳以上	4回目	令和4年11月16日から12月15日まで	44	9,761
		5回目		779	
		6回目		8,938	
5月22日	65歳以上	4回目	令和4年12月16日から2月28日まで	43	8,110
		5回目		606	
		6回目		7,461	
5月29日	65歳以上	4回目	令和5年3月1日から3月15日まで	3	102
		5回目		19	



		6回目		80	
6月12日	65歳以上	4回目	令和5年3月16日 から3月31日まで	9	179
		5回目		38	
		6回目		132	
6月26日	65歳以上	4回目	令和5年4月1日 から4月15日まで	0	4
		5回目		0	
		6回目		4	

(2) 5歳以上11歳以下

初回接種券及び3回目接種券は送付済みであり、5歳到達の方には自動的に送付いたします。

(3) 生後6か月以上4歳以下

初回接種券は送付済みであり、令和4年10月1日以降に産まれたお子様で、接種を希望される方は、川内保健センター新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチームにお問い合わせください。

(4) 転入された方

新型コロナウイルスワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の接種券が必要となります。

接種券の発行、ワクチン接種の予約等の相談がある方は、川内保健センター新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチームにお問い合わせください。

## 10 接種までの流れ

(1) 郵送された接種券一体型予診票等を受け取ります。

(2) 接種券に同封する予約方法を確認し、かかりつけ医などの医療機関での接種を希望する方は、直接医療機関に接種予約を行います。

市が設置する会場（集団接種）での接種を希望する方は、市・コールセンター（予約専用ダイヤル）又は新型コロナウイルスワクチン集団接種予約サイトにより接種予約を行います。

※ 生後6か月以上4歳以下の方及び5歳以上11歳以下の方は、かかりつけ医などの市内の医療機関のみになります。

## 11 接種体制

(1) 会場

ア かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）

多くの基本型接種施設及びサテライト型接種施設（以下「接種実施医療機関」という。）

や医療従事者等が必要となると見込まれることから、医師会をはじめ、地域の医療関係機関等と協力して接種実施医療機関を決めています。

令和5年5月8日現在、市内57医療機関で個別接種を実施しております。

また、5歳以上11歳以下への接種は、市内8医療機関、生後6か月以上4歳以下への接種は、市内8医療機関で実施しています。

令和5年5月8日以降

場所	区分	箇所数
医療機関	12歳以上	57医療機関
	5歳以上11歳以下	8医療機関
	生後6か月以上4歳以下	8医療機関

※ 基本型接種施設とは、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施する施設をいう。また、サテライト型接種施設とは基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受けて接種を実施する施設をいう。

#### イ 市が設置する会場（集団接種会場）

医師会等の協力をいただきながら、医療機関（個別接種）以外の集団接種会場を開設し、多人数への接種を行うとともに、働き世代なども接種しやすい体制を確保します。

今後も川内保健センターを中心に、大会場での接種を含めながら集団接種を実施していきます。

#### (2) 集団接種における接種体制

集団接種における問診及び接種にかかる医師及び看護師については、川内市医師会、薩摩郡医師会に派遣を依頼しております。

また、ワクチンの薬液充填や接種後の経過観察等その他の従事者については、薩摩川内市歯科医師会、川内薬剤師会及び薩摩郡薬剤師会並びに在宅看護師や保健師等の協力のもと調整しております。

区分	オミクロン株対応ワクチン接種
日程	令和5年5月～令和5年8月予定
接種会場	① 川内保健センター ② 樋脇保健センター ③ 東郷保健センター ④ 祁答院保健センター ⑤ 入来文化ホール別館 ⑥ 大会場（サンアリーナせんだい等） ※ なお、個別接種の予約状況に応じて縮小・廃止を行います。
接種日	① 午前のみ（日・祝日） ② 午後のみ（水・土） ③ 1日（日・祝日）
接種時間	① 【午前】 9：00～11：30 ② 【午後】 14：00～16：30
実施レーン	①保健センター等 2～3レーンで調整 ②大会場 5レーン以上で調整
接種見込数	① 1レーン 180人／日 ② 2レーン 360人／日 ③ 3レーン 540人／日 ④ 5レーン 1,000人／日 ※半日の場合は、上記の半分となります。
医師等	① 予診・接種・・・医師・看護師（郡市医師会より推薦） ② 予診票確認・・・薬剤師（相談業務も兼ねる）・保健師・看護師 ③ 薬液充填・・・・・・・・薬剤師・保健師・看護師 ④ 接種後の経過観察・・・歯科医師・保健師・看護師 ⑤ 接種補助・・・・・・・・保健師・看護師 ⑥ 受付（場内・場外）・・・市職員 ⑦ 誘導・案内・・・・・・・・市職員（予診票記入補助も兼ねる） ⑧ 接種済証発行・・・・・・・・市職員 ⑨ 駐車場・・・・・・・・市職員・警備会社に委託

### (3) 対象者ごとの接種形態

#### ア 高齢者（65歳以上）

##### (ア) 高齢者施設入所者

市内の対象施設は（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院・特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス）であり、医療を提供する介護保険施設がある一方、高齢者の住まいとしての施設もあることから、入所者の接種については施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行います。

また、接種実施医療機関等の確保が困難な高齢者施設については、川内市医師会、薩摩郡医師会の協力を得ながら接種実施医療機関等とのマッチングを行います。

- ① 嘱託医による巡回接種となります。
- ② 医療機関受診可能な方は自身で接種実施医療機関に予約し接種となります。
- ③ 嘱託医による巡回接種、接種実施医療機関及び市が設置する集団接種会場での接種が困難な場合には、接種実施医療機関からの巡回接種となります。
- ④ 医療の提供を行う介護老人保健施設において、市と予防接種の実施に係る集合契約を締結した場合は、サテライト型接種施設として接種が可能となります。

##### (イ) 在宅の要介護者等

かかりつけ医による訪問診療での接種としますが、かかりつけ医がない場合は、医師会等の協力を得ながら、接種実施医療機関による巡回診療による接種を行います。

##### (ウ) 上記以外の高齢者

かかりつけ医での個別接種を推奨しますが、市が設置する会場での接種（集団接種）も可能です。

#### イ 基礎疾患を有する者

18歳以上60歳未満で、以下の病気や状態で通院又入院している方については、かかりつけ医での個別接種を推奨します。

- (ア) 慢性の呼吸器の病気
- (イ) 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- (ウ) 慢性の腎臓病
- (エ) 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- (オ) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病

- (カ) 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- (キ) 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- (ク) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- (ケ) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- (コ) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- (サ) 染色体異常
- (シ) 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- (ス) 睡眠時無呼吸症候群
- (セ) 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- (ソ) BMIが30以上の方 ※BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）
- (タ) 上記以外で新型コロナウイルス感染症にかかった場合、重症化リスクが高いと医師が認める方

ウ 高齢者施設従事者の場合

嘱託医、かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）及び市が設置する会場（集団接種会場）での接種となります。

エ 64歳以下の方の場合

かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）での接種となります。

オ 初回接種未接種者

かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）での接種となります。

(4) ワクチンの配送

市内の基本型接種施設（ディープフリーザー設置医療機関等）においてワクチンを管理し、市の委託事業者によりワクチンを接種会場に移送します。



※ ファイザー社製ワクチンに合わせて配送体制を確立するため、他社製ワクチンにも対応可能

## 12 接種に関する情報提供・問合せ対応等

### (1) 各種周知

新型コロナウイルスワクチン接種調整会議の実施内容、接種計画、集団接種の実施及び住所地外接種等の各種手続についてお知らせします。

### (2) コールセンターの設置

新型コロナウイルスワクチン接種に際しての具体的な手続きや相談等に対応するコールセンターを開設しております。

電話 050-3850-0018

### (3) 接種予約

ア 個別接種：各医療機関の予約方法（電話など）にて、接種を希望する医療機関に直接予約となります。

イ 集団接種：市・コールセンター（予約専用ダイヤル）又は予約サイト「新型コロナワクチン集団接種予約サイト」での予約となります。

## 13 副反応等に対する対応

(1) ワクチン接種後の副反応を疑う症状について、被接種者が受診を希望する際は、まず、身近な医療機関（接種した医療機関やかかりつけの医療機関等）を受診してもらいます。

(2) 専門的な対応が必要であると判断された場合には専門的な機関を紹介します。

(3) 接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく、予防接種健康被害救済制度により対応します。

## 14 接種推進体制の整備

(1) 令和3年1月15日 新型コロナウイルスワクチン接種準備プロジェクトチームを設置

(2) 令和3年2月9日 新型コロナウイルスワクチン接種調整会議を設置  
(これまで15回開催)

(3) 令和3年3月1日 新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチームを設置